

事案書 (経営会議 調整会議)

開催日：平成24年11月20日(火)

担当課：環境農政部 みどり公園課

<p>件名：大和市都市公園条例の一部改正について</p>																																																														
<p>提出理由：第2次一括法の施行により、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、大和市都市公園条例を一部改正する必要性が生じたことから、その内容について了承を得るため</p>																																																														
<p>内容：</p> <p>1. 背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年8月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「第2次一括法」という。)が公布され、「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「移動等円滑化法」という。)が一部改正された。 改正に伴い、「都市公園の設置基準」等について、都市公園法や同法施行令等を参酌して、平成25年4月1日までに条例の一部を改正し、本市の基準を定める必要性が生じた。 <p>2. 条例改正の考え方及び内容</p> <p>(1) 都市公園の設置基準について</p> <p>① 一人当たりの都市公園面積の標準</p> <p>「大和市緑の基本計画」で、一人当たりの公園面積の目標を6.9㎡として定めているため、この目標値を本市の標準とする。</p> <p>本市の市街化区域は市域の約75%を占めており、分散して市街化区域に隣接する調整区域も土地利用状況や環境が市街化区域と大きく変わらないことから、市域全体の標準のみを定めることとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参酌基準</th> <th>市の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の区域内</td> <td>10㎡以上</td> <td>大和市緑の基本計画に定める目標値(6.9㎡)</td> </tr> <tr> <td>市街地区域内</td> <td>5㎡以上</td> <td>定めない</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 都市公園の配置及び規模の標準</p> <p>本市の街区公園と近隣公園の平均面積は、それぞれ約0.18ha、約1.6haであり、参酌基準の標準面積に及ばないこと、また、防災上のスペースや子供のあそびスペースの確保などが必要であることから、参酌基準どおりの面積とする。</p> <p>なお、地区公園については、本市には整備実績がないため、標準を定めない。</p>	区分	参酌基準	市の基準	市の区域内	10㎡以上	大和市緑の基本計画に定める目標値(6.9㎡)	市街地区域内	5㎡以上	定めない	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">配置</th> <th colspan="2">標準面積</th> </tr> <tr> <th>参酌基準</th> <th>市の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>※街区内に居住するものが容易に利用することができるように配置</td> <td>0.25ha</td> <td>※0.25ha</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>※近隣に居住するものが容易に利用することができるように配置</td> <td>2.0ha</td> <td>※2.0ha</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>利用目的又は設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できるように配置し、その敷地面積を定める。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※印の項目は規則に委任するもの。(2)、(3)も同様。</p> <p>(2) 都市公園内の建築面積の割合について</p> <p>公園は基本的にオープンスペースとしての機能を有する必要があること、また、本市における都市公園内の建築面積の割合は、概ね0.1%~2.0%となっており、公園の機能に支障がないことから、参酌基準どおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">公園施設の種別</th> <th>参酌基準</th> <th>市の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物</td> <td></td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特例</td> <td>運動施設、備蓄倉庫等</td> <td>+10%</td> <td>※+10%</td> </tr> <tr> <td>屋根付広場、野外劇場</td> <td>+10%</td> <td>※+10%</td> </tr> <tr> <td>仮設公園施設</td> <td>+2%</td> <td>※+2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 移動等円滑化のための基準について</p> <p>本市では、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の基準に基づき、公園整備を行っており、省令の基準と比べてより厳しい安全な基準であるため、県の基準を反映し、市の基準とする。</p> <p>(基準の例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>参酌基準</th> <th>県の基準</th> <th>※市の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園路の縦断勾配</td> <td>5%以下</td> <td>4%以下</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 県内各市の状況 (<input type="checkbox"/> は本市を含む)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>一人当たりの都市公園面積の標準</td> <td>参酌基準 12市 独自基準 7市</td> </tr> <tr> <td>都市公園の配置及び規模の標準</td> <td>参酌基準 19市</td> </tr> <tr> <td>都市公園内の建築面積の割合</td> <td>参酌基準 19市</td> </tr> <tr> <td>移動等円滑化のための基準</td> <td>参酌基準 9市 独自基準 10市</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配置	標準面積		参酌基準	市の基準	街区公園	※街区内に居住するものが容易に利用することができるように配置	0.25ha	※0.25ha	近隣公園	※近隣に居住するものが容易に利用することができるように配置	2.0ha	※2.0ha	上記以外	利用目的又は設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できるように配置し、その敷地面積を定める。			公園施設の種別		参酌基準	市の基準	建築物		2%	2%	特例	運動施設、備蓄倉庫等	+10%	※+10%	屋根付広場、野外劇場	+10%	※+10%	仮設公園施設	+2%	※+2%	項目	参酌基準	県の基準	※市の基準	園路の縦断勾配	5%以下	4%以下	4%以下	一人当たりの都市公園面積の標準	参酌基準 12市 独自基準 7市	都市公園の配置及び規模の標準	参酌基準 19市	都市公園内の建築面積の割合	参酌基準 19市	移動等円滑化のための基準	参酌基準 9市 独自基準 10市
区分	参酌基準	市の基準																																																												
市の区域内	10㎡以上	大和市緑の基本計画に定める目標値(6.9㎡)																																																												
市街地区域内	5㎡以上	定めない																																																												
種類	配置	標準面積																																																												
		参酌基準	市の基準																																																											
街区公園	※街区内に居住するものが容易に利用することができるように配置	0.25ha	※0.25ha																																																											
近隣公園	※近隣に居住するものが容易に利用することができるように配置	2.0ha	※2.0ha																																																											
上記以外	利用目的又は設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できるように配置し、その敷地面積を定める。																																																													
公園施設の種別		参酌基準	市の基準																																																											
建築物		2%	2%																																																											
特例	運動施設、備蓄倉庫等	+10%	※+10%																																																											
	屋根付広場、野外劇場	+10%	※+10%																																																											
	仮設公園施設	+2%	※+2%																																																											
項目	参酌基準	県の基準	※市の基準																																																											
園路の縦断勾配	5%以下	4%以下	4%以下																																																											
一人当たりの都市公園面積の標準	参酌基準 12市 独自基準 7市																																																													
都市公園の配置及び規模の標準	参酌基準 19市																																																													
都市公園内の建築面積の割合	参酌基準 19市																																																													
移動等円滑化のための基準	参酌基準 9市 独自基準 10市																																																													
<p>経過</p> <p>H23. 8 第2次一括法公布</p> <p>H24. 4 都市公園法、移動等円滑化法の改正</p>	<p>今後の予定</p> <p>H24. 12 市民意見公募手続きの実施</p> <p>H25. 3 議案上程</p> <p>H25. 4 条例施行</p>																																																													